

令和元年 5 月

定例総会議事録

松本市農業委員会

令和元年5月 松本市農業委員会 定例総会 議事録

1 日 時 令和元年5月31日（金）午後1時30分から午後3時07分

2 場 所 大会議室

3 出席農業委員 21人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
5番	中川 敦	6番	金子 文彦
7番	小林 弘也	11番	窪田 英明
12番	塩原 忠	13番	田中 悦郎
14番	柳澤 元吉	15番	長谷川直史
16番	河野 徹	17番	濱 博
18番	前田 隆之	19番	橋本 実嗣
21番	波多腰哲郎	22番	三村 晴夫
23番	塩野崎道子	24番	二村 喜子
25番	上條信太郎		

4 欠席農業委員 5人

8番	河西 穂高	9番	丸山 茂実
10番	岩垂 治	20番	古沢 明子
26番	堀口 崇		

5 出席推進委員 7人

推1番	大月 國晴	推2番	朝倉 啓雄
推3番	大澤 好市	推5番	太田 辰男
推6番	赤羽 武史	推7番	波場 秀樹
推18番	中澤 一海		

6 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第18号～第21号）
- イ 農用地利用配分計画案の承認の件……………（議案第22号～第24号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第25号、第26号）
- エ 農地法第3条の規定による競売（公売）農地の買受資格
適格者証明申請承認の件……………（議案第27号）
- オ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第28号～第31号）
- カ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件…（議案第32号～第37号）

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意契約通知の件
- イ 電気事業者による送電用電気工作物等に係る届出の件
- ウ 認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出の件
- エ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- オ 農地法第4条の規定による届出の件

カ 農地法第5条の規定による届出の件

キ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

7 議 事 (その他農業委員会業務に関する事項)

(1) 協議事項

ブロック別研修・懇談会の開催について

(2) 報告事項

ア 令和元年度農作業標準労賃・機械作業標準料金について

イ 主要会務報告並びに当面の予定について

8 その他

9	出席職員	農業委員会事務局	局 長	山田 賢司
		〃	局長補佐	板花 賢治
		〃	局長補佐	清澤 明子
		〃	局長補佐	川村 昌寛
		〃	主 査	大内 直樹
		〃	主 査	高橋千恵子
		〃	主 任	青柳 和幸
		〃	事 務 員	大島のぞみ
		農 政 課	主 事	川嶋 遥
		〃	主 事	宇治 樹
		西部農林課	主 査	赤羽 誠
		松本農業改良普及センター課長補佐		小川 章

10 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

11 会長あいさつ 小林会長

12 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

13 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 22番 三村 晴夫 委員

23番 塩野崎道子 委員

〔書記〕 板花局長補佐、川村局長補佐

14 会議の概要

議 長

それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

初めに、議案第18号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程をいたします。

農政課から議案概要について説明をお願いいたします。

宇治主事。

宇治（農政課）　今回より担当させていただきます。農政課の宇治と申します。不手際等あると思いますが、よろしくお願ひいたします。
着座にて説明させていただきます。
議案1ページをごらんください。
5－（1）－ア、農用地利用集積計画の決定の件の案、議案第18号になります。
今回特記事項はありませんので、合計欄のみ読み上げます。
議案の10ページをごらんください。
合計、一般分、筆数97筆、貸し付け49人、借り入れ26人、面積15万7,052平米。
円滑化事業分、157筆、貸し付け88人、借り入れ65人、面積23万4,938平米。
所有権の移転、筆数7筆、貸し付け4人、借り入れ3人、面積9,274平米。
第18条2項6号関係、筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積1,896平米。
農地中間管理権の設定、筆数84筆、貸し付け56人、借り入れ1人、面積12万4,968平米。
合計、筆数346筆、貸し付け196人、借り入れ96人、面積52万8,128平米。
当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数157筆、面積27万7,596平米、集積率は90.48%になります。
議案第18号は以上となります。

議　長　　ただいまの説明に対しまして農業委員、また推進委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願ひいたします。

[質問、意見なし]

議　長　　ご意見がないようです。
ただいまから集約をいたします。
以降、議案の採決におきましては、農業委員を対象に伺っております。
議案第18号について、原案どおり決定することに賛成の委員の皆様の手をお願ひいたします。

[全員挙手]

議　長　　ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
続きまして、議案第19号　農用地利用集積計画の決定の件についてを上

程いたしますが、本件は委員に関する案件になりますので、農業委員会法第31条の規定により、濱委員には退室をお願いいたします。

(濱農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
宇治主事。

宇治（農政課） 着座にて説明させていただきます。
11ページをごらんください。
議案第19号になります。
合計欄のみ読み上げますが、表の区分、合計欄の区分の誤りがありましたので、訂正いたします。
表の中に「一般」と記載されていますが、正しくは「円滑化事業分」になります。申しわけありませんが、訂正のほうをよろしくをお願いいたします。
では、合計欄のみ読みます。
筆数3筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積3,409平米、集積率は100%です。
議案第19号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
それでは、退室をしている濱委員の入室を許可をいたします。

(濱農業委員 入室)

議長 続きまして、第20号 農用地利用集積計画決定の件についてを上程をいたしますが、本件は私が役員を務めておる法人の案件になります。農業委員会法の31条の規定によりまして、私は議事に参与できませんので、進め方についてご審議をお願いいたします。

事務局長、お願いします。

山田局長

この場の進め方ですが、本日会長代理も欠席ですので、昨年8月の臨時総会の前例に倣いまして、年長の青木委員にこの場の議長をお願いすることを提案させていただきます。

議長

ただいま事務局から議事進行に対する提案がありましたが、この方針に賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。

全員賛成でありますので、本議案についてはそういう形で進めさせていただきます。

それでは、青木委員が議長席に移動して議事を進めていただくようお願いいたします。

(小林農業委員 退席)

青木農業委員

それでは、本件につきましては、会長にかわりまして私が議事進行を務めてまいります。

議案について、農政課から説明をお願いします。

宇治（農政課）

着座にて説明させていただきます。

引き続き11ページをごらんください。

議案第20号になります。

こちらのほうも合計欄のみ読み上げますが、先ほどと同様に、表の区分で誤りがあります。合計の区分のほう、「一般」となっていますが、正しくは「円滑化事業分」になります。よろしく願いいたします。

合計を読み上げます。

円滑化事業分、筆数2筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積3,370平米、集積率は100%になります。

議案第20号は以上になります。

青木農業委員

ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質疑、意見等ありましたら、発言を求めます。

[質問、意見なし]

青木農業委員

ご意見等がないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第20号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

青木農業委員

ありがとうございました。
全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。
それでは、退室している小林委員の入室を許可します。

(小林農業委員 入室)

青木農業委員

議事参与の制限にかかわる議題が終了いたしましたので、議長を小林会長に交代しまして、議事の進行を引き続きお願いをいたします。

議 長

続きまして、議案21号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程いたしますが、本件も委員にかかわる案件になりますので、農業委員会法31条により、橋本委員には退室をお願いをいたします。

(橋本農業委員 退席)

議 長

それでは、農政課から説明をお願いをいたします。
宇治主事。

宇治（農政課）

着座にて説明させていただきます。
12ページをごらんください。
こちら合計欄のみ読み上げますが、表の区分が「一般」となっていますが、正しくは「第18条2項6号」になります。訂正のほうをよろしくお願ひいたします。
では、合計を読み上げます。
第18条2項6号、筆数15筆、貸し付け10人、借り入れ1人、面積1万1,562平米、集積率は100%になります。
議案第21号は以上となります。

議 長

ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。
ただいまから集約いたします。
議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
それでは、退室している橋本委員の入室を許可をいたします。

(橋本農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第22号 農用地利用配分計画案の承認の件についてを上程をいたします。
農政課から説明をお願いいたします。
宇治主事。

宇治(農政課) 着座にて説明させていただきます。
13ページをごらんください。
5-(1)-イ、農用地利用配分計画案の承認の件(議案第22号)になります。
こちらにも合計欄のみ読み上げますので、16ページをごらんください。
合計、設定、筆数82筆、貸し付け1人、借り入れ31人、面積12万1,221平米。
移転、筆数37筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積4万9,293平米。
合計、筆数119筆、貸し付け2人、借り入れ32人、面積17万514平米。
当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数113筆、面積15万9,591平米、集積率は93.59%になります。
議案第22号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第22号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。
続きまして、議案第23号 農用地利用配分計画案の承認の件を上程をい

たしますが、本件も私が役員を務めている法人の案件になります。農業委員会法第31条の規定により、私は議事に参与できません。退室させていただきます。

議事の進行を先ほど同様に青木委員にお願いをしたいというふうに思います。青木委員は議長席に移動をお願いいたします。

(小林農業委員 退席)

青木農業委員 それでは、本件につきましては、会長にかわりまして再び私が議事進行を務めてまいります。

議案について、農政課から説明をお願いします。

宇治（農政課） 着座にて説明させていただきます。

17ページをごらんください。

議案第23号になります。

合計欄のみ読み上げます。

筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積926平米、集積率は100%です。

議案第23号は以上となります。

青木農業委員 ありがとうございました。

ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質疑、意見等がありましたら、発言を求めます。

[質問、意見なし]

青木農業委員 ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。

議案第23号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

青木農業委員 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することといたします。

それでは、退室している小林委員の入室を許可します。

(小林農業委員 入室)

青木農業委員 議事参与の制限にかかわる議題が終了しましたので、議長を再び小林会長に交代しまして、議事の進行を引き続きをお願いをいたします。ありがとうございました。

議長 それでは、続きまして議案第24号 農用地利用配分計画案の承認の件についてを上程いたします。

本件は委員に関係する案件になります。農業委員会法31条の規定によりまして、田中委員には退室をお願いをいたします。

(田中農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
宇治主事。

宇治(農政課) 着座にて説明させていただきます。
引き続き17ページをごらんください。
議案第24号になります。
合計欄のみ読み上げます。
筆数1筆、貸し付け1人、借り入れ1人、面積2,821平米、集積率は100%になります。
議案第24号は以上となります。

議長 ただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第24号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の手ををお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。
それでは、退室をしている田中委員の入室を許可をいたします。

(田中農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第25号及び26号の農地法第3条の規定による許可申請許可の件、2件について上程いたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
大島事務員。

大島事務員 それでは、総会資料18ページをごらんください。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり許可することといたします。
続きまして、議案第27号 農地法第3条の規定による競売農地の買受資格適格者証明申請承認の件、1件について上程をいたします。
事務局から説明をお願いします。
高橋主査。

高橋主査 それでは、19ページをご覧ください。
競売農地の買受資格適格者証明の承認についてです。
議案第27号、今井にお住まいの〇〇〇〇さんが長野地方裁判所松本支部で行われる今井〇〇〇〇-〇外4筆、合計面積6,969平米の競売に参加するため、適格者の承認を受けるものです。
なお、本件は承認の要件を満たしています。また、落札後は農地法第3条の許可申請が改めて必要となります。
以上になります。よろしく願いいたします。

議長 次に、地元委員の意見をお願いいたします。
田中委員さん、お願いします。

田中農業委員 先日、最適化推進委員の田中武彦さんと現地を見させていただきました。
〇〇さん、10ヘクタールぐらいの小麦を主体とした専業農家で、息子さんと娘さんと研修生と従業員の方と仕事をしていらっしゃいますし、畑も整然と管理されておりました。適格者であると認めてまいりました。

議長 ありがとうございます。
他の委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 意見がないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第27号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。
続きまして、議案第28号から31号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、4件について上程をいたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
大内主査。

大内主査

それでは、議案書の20ページをお願いします。

農地法第5条の規定による許可申請承認の件です。

議案番号第28号ですが、昨日申請者から面積の変更の申し出がありましたので、大変申しわけありませんが、こちらに書かれてある面積ですが、201平米のうち170平米と変更をお願いします。

それでは、説明させていただきます。

新村○○○○、現況地目、畑、201平米のうち170平米、1筆に新村にお住まいの○○○さんが太陽光発電施設を新設する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断しました。

続きまして、議案番号29号です。新村○○○○-○、現況地目、畑、299平米外1筆、計2筆、665平米に新村にある○○○○○○○○○○が駐車場を新設する計画です。農地区分は第3種農地であり、原則許可ですので、許可相当と判断しました。

続きまして、議案番号30号です。今井○○○○-○、現況地目、畑、953平米、1筆に今井にある○○○が敷地を拡張し、駐車場を新設する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、位置的代替性がなく、既存敷地の2分の1を超えない拡張であるため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

続きまして、議案番号31号です。会田○○○○-○、現況地目、畑、292平米のうち129.36平米外3筆、計4筆、2,002平米のうち532.91平米に塩尻市にあります○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○が架空地線張替工事用地として一時転用する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、位置的代替性がないため、許可相当と判断しました。

なお、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。

1件面積の変更がありますので、計4件、8筆、2,320.91平米になります。よろしくをお願いします。

議 長

ありがとうございました。

それでは、議案第28号から進めてまいりたいと思いますが、28号について、地元委員の意見をお願いいたします。

新村でありますので、柳澤委員、お願いします。

柳澤農業委員

それでは、28号の件ですが、場所は新村と波田との境にあります根石という地区の農地でございますが、○○○○さん、○○さんとありますが、親子になります。それで、このお宅、自宅の裏側がその写真の土地になります。北裏という様な感じになりまして、現状は自家用の野菜等の作付が

してありました。周りが宅地に囲まれており、片側には田んぼが若干ありましたが、別に周りの営農に支障がないという判断をしてまいりました。よろしくお願ひいたします。

また、面積の変更の件ですが、先ほど申し上げました自宅の北裏ということで、日影になる場所のため、その面積は減らしたという様な内容らしいので、お願ひいたします。

議 長 続きまして、現地調査をいたしました前田委員、橋本委員さん。
前田委員さん、お願ひします。

前田農業委員 隣が田んぼでありました。東隣です。西隣のほうは木が植わっていたり、草が生えていたりして、畑にしようと思えばできる、そういう状況で、法的には問題ないということでもありますので、やむを得ないと思ひますが、個人的な感想から言うと、非常にもったいないな。これがどうして農地から太陽光に変わってしまうのか、非常に残念で仕方がありません。

議 長 ありがとうございます。
他の委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願ひいたします。
大内主査、今の前田委員の意見をどういう様にとらえているか。

大内主査 前田委員さんのおっしゃられたことは、農地法の基準として第2種農地ということで、主要な駅ですが、鉄道の駅から500メートル以内というところで、他にここ以外になければということで、許可せざるを得ないというところになってまいりますので、お気持ちよくわかるころなんです、農地法上、こういう形でお願ひしたいと思ひます。

議 長 2種農地ということではありますが、他にどうですか。意見がありましたら。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。
集約いたします。
議案第28号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手をお願ひいたします。

[多数挙手]

議 長 ありがとうございます。
賛成多数でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、議案第29号、これも新村でありますので、柳澤委員さん、

お願いします。

柳澤農業委員

29号ということでございますが、新村の北新という地籍で、場所が北新、〇〇〇〇の〇〇〇のすぐ近く、あるいは隣が〇〇〇〇だったり、〇〇の〇〇〇〇があったりという場所です。それで、〇さんですが、会社を営んでいて、その会社の駐車場、今までほかを借りたりしてやっていましたが、なかなか日ごろ営業していくのに都合が悪いという様なことで、自分の農地にその会社の駐車場を移して使いたいという希望であります。これも会社の裏で、この写真の手前が会社の裏というような感じの、現状、自家用野菜等作付してある内容になっておりますが、周りは住宅に囲まれているという内容ですが、よろしく願いいたします。

議 長

現地確認をしていただきました橋本委員さん、前田委員、お願いします。

前田農業委員

手前のほうは更地になっていたわけですがけれども、奥のほうはきちっと野菜がつくってありまして、農地として保全されて、きちっとやっておりました。その様子から見て、自分のうちの駐車場にやむを得ずするということは、もうこれは仕方ないかなという様に考えました。

議 長

ありがとうございます。

他の委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

ただいまから集約いたします。

議案第29号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続きまして、議案第30号、今井であります。田中委員さん、お願いいたします。

田中農業委員

それでは、ご説明します。

場所的には、今井の朝日寄り、今井から朝日へ抜ける朝日街道があるんですが、上今井、〇〇〇の北側に〇〇〇という〇〇がありまして、その東側に駐車場、この写真ごらんいただければわかると思いますけれども、写真の30番、南側に市の軽の車両がありまして、その南が駐車場になってお

りまして、その北側なんですけれども、そこを駐車場にしたいということで、その北側も家庭菜園をつくっていらっしゃるんですが、理由書の中にも、それぞれ行事立て込んでおりまして、その中で、人数も書いてある中で、駐車場がどうしても必要だということで、駐車場であれば、北側の家庭菜園の方にも迷惑もかからないし、周りには畑等ありませんので、そういうことで、やむを得ないんじゃないかとい様に判断をいたしました。

議 長 ありがとうございます。
現地確認をした前田委員、橋本委員さん。
橋本さん、お願いします。

橋本農業委員 23日に前田さんと行って見ましたけれども、この〇〇〇の駐車場は、見た感じ、東側のほうを巨木、また〇〇さんのほうの北側のほうも巨木が立っていて、影になって、農地には向かない、これは駐車場のほうがいいかなと思うくらいな場所でありますので、認めました。お願いします。

議 長 ありがとうございます。
ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ないようです。
ただいまから集約をいたします。
議案第30号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続いて、議案第31号、会田でございますので、金子委員、お願いします。

金子農業委員 先週通知が参りまして、地権者の〇〇さんとともに現場へ行って確認をいたしました。この現場というのは、会田中学校の〇〇〇〇〇〇の〇〇〇というようなことですから、一昨日ですか、会田中学校の教頭と校長先生に内容をお話して、安全第一でやっていくということで、4月いっぱい工事終わりますけれども、中学校からも了解をいただいたということで、妥当ではないかと思えます。
以上。

議 長 ありがとうございます。

現地調査をしていただきました橋本委員さん、お願いいたします。

橋本農業委員

会田の現場は見てきたわけですがけれども、送電線の資材置き場ということで、周りが山で、道路を挟んでまた反対側も山、イノシシ、猿が来てくださいますというようなところで、空いておるところでありますので、資材置き場はいいじゃないかなと。また、終われば原状復帰ということでもありますので、認めました。お願いします。

議長

ありがとうございました。

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

集約をいたします。

議案第31号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をお願いたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたしました。

続きまして、議案第32号から37号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、6件について上程いたします。

事務局から一括の説明をお願いいたします。

高橋主査。

高橋主査

それでは、21ページをごらんください。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認についてです。

初めに、議案第32号、平田西にお住まいの〇〇〇さんが平田西〇-〇〇外4筆、合計7,427.38平米について承認を受けるものです。なお、これらの農地のうち3筆、5,484.38平米につきましては、特定貸付を行っています。

続きまして、議案第33号、岡田下岡田にお住まいの〇〇〇さんが岡田町〇〇外4筆、合計面積3,997平米について承認を受けるものです。

続きまして、議案第34号、横田にお住まいの〇〇〇〇さんが横田〇-〇〇〇-〇外2筆、合計2,097平米について承認を受けるものです。

続きまして、おめくりいただきまして、議案第35号、大村にお住まいの〇〇〇〇さんが大村〇〇〇-〇外1筆、合計1,040平米について承認

を受けるものです。

議案第36号、惣社にお住まいの〇〇〇〇さんが惣社〇〇〇ー〇外1筆、合計1,381.5平米について承認を受けるものです。

続きまして、議案第37号、惣社にお住まいの〇〇〇さんが惣社〇〇〇ー〇外1筆、合計1,381.5平米について承認を受けるものです。なお、この議案第36号と37号につきましては、それぞれの申請者が2分の1ずつ共有名義で所有をしているものです。

以上6件、よろしくお願いいたします。

議長

ただいまの引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件でございますが、議案第32号について、地元の委員の意見をよろしくお願いいたします。

32号、平田でありますので、窪田委員さん、お願いします。

窪田農業委員

申請地でありますけれども、〇〇〇〇〇〇〇の芳川にあります〇〇〇〇〇〇〇〇〇の100メートルほど東側に畑がございます、申請地は自宅の西側になるわけでありますけれども、時期といいますか、季節的なものもあるのかもしれませんが、申請地の面積のおよそ3割ほどでしたけれども、作付をしておりました。作付をしてない部分につきましては、農業機械できちんと耕起をされておりましたので、特に問題ないというふうに判断しております。

それから、田んぼの関係でありますけれども、同じく〇〇〇〇〇〇〇〇〇の道路を挟んだ南側と、その〇〇〇〇〇〇〇から300メートルほど南側の田んぼになります。両方とも地元の営農組合に貸し付けられておまして、適正に耕作をされておりましたので、これも特に問題ないというふうに判断をしております。

以上です。

議長

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、よろしくお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

議案第32号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手をよろしくお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続きまして、33号、岡田でありますので、中條委員さん、よろしくお願いいたします。

ます。

中條農業委員

27日に現地確認をしてきました。5筆ありますが、そのうちの1筆、○○ですが、ここは区画整理中のところで、換地ということになっていますので、問題ないと判断します。あとは○○が現況田んぼということで、区画整理してありまして、水稻を耕作中です。あとは畑ということで、ネギとか芋とか皆作付して、きれいに整備されているので、問題ないと思います。

議長

ありがとうございました。

この33号に対しましてほかの皆様で質問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

ただいまから集約をいたします。

議案第33号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長

全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続きまして、34号であります、横田です。竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員

それじゃ、34号についてご説明します。

27日に現地確認させていただきました。○○さんの畑の2筆、これは自宅の敷地内にありまして、これについては自家用野菜を耕作されておりました。それから、横田の○-○○○-○につきましましては、自宅から200メートルぐらい離れた場所ですけれども、ちょうど私が行ったときには、代かきを終わって、田植えの準備中であるということで、耕作されていると確認させていただきました。

以上です。

議長

他の委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

議案第34号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の皆様の

挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することといたします。
続いて、35号も大村でありますので、竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員 続いて、35号についてご説明させていただきます。
〇〇〇〇さんの自宅の敷地内で大きな畑が2筆ございまして、この畑につきましても、大きな自家用野菜以外に山辺のファーマーズガーデンのほうに出荷するというような大きな野菜を耕作されておりましたので、問題ないと、このように思います。
以上です。

議長 他の委員の皆様で本件について質問ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
議案第35号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認をすることといたします。
続いて、36号でございますが、37号と2分の1ずつという様なことで
ございますので、この2つにつきまして、竹島委員さん、お願いいたしま
す。

竹島農業委員 続いて、36号と37号は同じ田んぼでございまして、地主さんが2人
ということで、現地を27日に確認させていただきました。大きな田んぼが
2枚で、大村の〇〇〇は耕地整理された田んぼで、既に田植えが終わって
おります。それから、惣社の〇〇〇-〇〇は、〇一家の隣の敷地でござい
まして、これも田んぼは稲が既に植わっておりまして、現地を確認して問
題ないと思います。
以上です。

議長 他の委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願い
いたします。

[質問、意見なし]

議長

ないようです。

議案第36号、37号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長

ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認をすることといたします。

続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。

事務局から報告事項のアからキについて、一括説明をお願いいたします。

大島事務員。

大島事務員

それでは、報告事項のアからキについて説明いたします。

これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

初めに、25、26ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、12件、続きまして27ページ、電気事業者による送電用電気工作物等に係る届出の件、3件、続きまして28ページ、認定電気事業者の行う中継施設等の設置に伴う届出の件、2件、続きまして29ページ、30ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、11件、続きまして31ページ、農地法第4条の規定による届出の件、1件、続きまして32ページから34ページ、農地法第5条の規定による届出の件、15件、続きまして35ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、1件。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長

ただいまの報告について、委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長

意見がないようですので、これら報告事項につきましては、事務局の説明のとおりでございますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

農地に関する事項の議事が終了いたしました。

ここで暫時といたします。

10分後ということになりますので、正面の時計の40分から議事を再開といたしますので、10分間休憩といたします。

(休憩)

議 長

議事を再開いたします。

農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。

まず、協議事項から、ブロック別研修・懇談会の開催について、を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花局長補佐

では、総会資料36ページ、ブロック別研修・懇談会の開催について説明をさせていただきます。

着座にて失礼をいたします。

まず、趣旨でございますが、本年度の業務計画に基づきまして、農地利用最適化の推進に向けた取り組み、その他取り組みを強化するために、ブロック別研修・懇談会を開催することについて協議をするものでございます。

2番、開催時期及び場所でございますが、事務局の想定は6月下旬から7月上旬にかけてということで、二、三時間程度を予定しております。各ブロック内、主要な地域づくりセンター等、別にこちら、どうでもここでということではありませんが、そんなところを想定しております。

3番目、対象、各ブロックの農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様ということで考えております。

4番目、予定内容、実務研修と懇談の内容でございますけれども、(1)利用状況調査の進め方等、遊休農地対策についてということで、これは例年6月ぐらいのタイミングで、これから利用状況調査入る前に、1年前は総会で協議をさせていただきましたが、より現場重視という考え方のもとに、ブロック懇談会の協議事項としたいということでございます。ブロックで懇談したほうが、質問を受けやすいし、理解も深まるというふうに考えております。

7月から8月を予定しておりますが、日ごろ、8、18、28日、農地パトロールといことで推進しておりますけれども、このような日ごろの結果を7月、8月の利用状況調査で集約をしていただくというふうに考えております。

(2)として、違反転用農地の把握と確認についてということで、農地パトロールとセットで違反転用農地の事務も説明してまいります。

(3)農地法施行規則第17条第2項の規定に基づく別段面積設定についてということでございますが、こちら、耕作面積が下限面積に満たない移住者とか非農家などが農業を新たに始める際に、小さな農地であっても、農地として活用していただけるなら所有権を移せるという農地の指定でございますけれども、こういった別段面積の設定について、理解をいただきながら、そういう候補地があるようでしたら、ぜひ挙げていただきたいと、こういう趣旨のものでございます。

(4)担い手への農地の集積・集約化に向けた現場活動についてということで、会長の挨拶でもありましてとおりの、国の施策は人・農地プラン一色ということで、人・農地プランを実質化してくださいということで、5年後の見直しの中で出てきております。より実質的な取り組み、農家の5年

後、10年後の意向を聞き取るとか、現況把握ということを図面で見える化していくとか、将来方針を立てるとかというようなことが実質化の中身になってくるわけですが、これに向けて、どのような現場活動をしていったらいいかというようなこともブロック懇談会の中で相談していきたいと考えます。

それから、(5)1ブロック一活動の取り組みということで、すでに取り組みが進んでいるブロック、まだこれからというブロックもございますが、具体化させていければというふうに考えております。このような地域に密着した活動内容について、ブロック懇談会を予定しております。

5番目として、会議設定の進め方でございます。

ブロック長へのお願いでございますが、開催日時、場所の案を2案程度ご検討いただきまして、下の担当職員までお知らせいただきたいと考えております。期限は6月7日までといたします。

事務局としましては、ブロックの意向に基づいて、会場の予約ですとか、通知の発送ですとか、資料の調製を考えております。

以上がブロック別研修・懇談会の開催の進め方等の説明でございます。よろしくご協議をお願いします。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。
農業委員、推進委員の皆様からのご意見やご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。
本件については、ご了承いただける委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[多数挙手]

議 長

賛成多数でございますので、本件は了承されました。
説明にあったとおり、ブロック長さんにはお手数ですが、会議の日程調整をお願いいたします。
続きまして、報告事項に移ります。
最初に、報告事項ア、令和元年度農産物標準労賃・機械作業標準料金につきまして議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐

それでは、資料37ページになります。
令和元年度農作業標準労賃・機械作業標準料金についてということですが、こちら、各JAから関係資料を収集しましたので、業務の参考としてご提供いたします。

別冊ということで、A3三枚物で1箇所留めの資料でございますが、それぞれ農協から取り寄せましたものをお配りしておりますので、こちら、農業者からの相談対応等でご活用いただきたいと思います。これはあくまでも目安としてお示しするものでございますが、実際には地域の実情や技術の優劣など、いろいろな要素を考慮していただいて、当事者間で決めていただくことが原則ということでございます。

こちらの情報提供ですけれども、農業委員会法の6条3項2号にあります農業一般に関する調査及び情報の提供、という事務の中でお使いいただく参考資料になりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。
発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　ないようです。
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。
次に、報告事項イ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 　　38ページ、39ページについて説明をいたします。
38ページの主要会務報告ということで、先月、4月26日以降の内容でございます。
年度初めの5月ということで、さまざまな会議がありまして、特に会長は忙しい予定をこなしていただいたところでございます。
本日5月31日ですけれども、これから総会終わってから、農業委員会室で農業振興委員会を予定しておりますので、よろしく願いします。
めぐりまして、39ページでございます。
主立ったところでございますが、6月12日は農業振興委員会、午前10時、状況に応じてとなっておりますが、本日の委員会の進捗によってはやらない可能性もある、やらない可能性が高いといったところでございます。
続きまして、役員会でございますが、その前に、その下の第2回情報・研修委員会でございますが、先ほど青柳のほうからご案内をさせていただきましたが、やらなくなったと。情報・研修委員会がなくなりましたので、予定から削除をお願いいたします。
役員会につきましては、1時となっておりますが、1時半からということになりましたので、よろしく願いいたします。
それから、6月19日は農業者年金協議会総代会・講演会、懇親会という

ことで、Mウイングで予定をしております。午後2時からでございます。こちら、総代ということで、農業委員さん、推進委員さんオールキャストで皆さんご出席をお願いいたします。議案と一緒に開催通知をお送りしておりますが、本日までに欠席報告書を提出するようになっておりますので、お出しいただくようお願いいたします。

6月20日は転用関係の現地調査ということで、今回の担当は波多腰委員と三村晴夫委員ということになります。もし予定がつかないようでしたら、事務局のほうにお申し出ください。

28日が定例総会ですが、ちょっと1つお願いがありまして、同じ28日の午後に一般社団法人松本農業開発センターの理事会、通常総会が急に予定されることとなりました。こちら、ちょっと予定調整がつかせんで、農業開発センターの通常総会は農協の組合長さん等ご出席いただく会議ですが、調整がつかなくて、うちの総会を、申しわけございませんが、午前中にずらしております。6月28日の9時から、午前中に6月定例総会を行うことになりましたので、ご注意をいただきたいと思います。ですので、いずれにしても1週間前に議案はお送りしますけれども、1時半じゃなくて9時だということを入れてください。

それから、松本農業開発センターの関係でございますが、出席者は農業委員で、JAあづみ管内の委員を除くとなっております。

松本農業開発センターというのは、ハイランド農協と市農協の両JA並びに市と農業委員会が会員となっている組織、団体でございます。設立は古くて、有賀市政のころに組織化されまして、その後一般社団法人に移行しております。団体の主な活動は、大消費地への農産物の販売促進、そして農地銀行活動による農地の流動化の2点になります。

ご承知のとおり、昨年8月の新体制発足時の臨時総会で、あづみ農協管内の委員を除く農業委員がこの団体の会員に所属するというご承諾を得ております。年1回の通常総会ですが、都合のつく委員は出席をお願いします。

本日、開催通知を対象農業委員さんの机のところに配付してございます。出席できない場合は、6月18日までに委任状の提出をとなっております。予定等があつて欠席することがもうわかっている委員は、本日提出していただいても差し支えございません。提出先はハイランド農協になっておりますけれども、農業委員会事務局経由でも問題はございませんので、こちらにお出しいただいても大丈夫でございます。

ということで、当面の予定についてお知らせいたしました。よろしくお願ひします。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

本件につきましては、ただいまの説明のとおりでございますので、ご承知おきをいただきたいと思います。

以上で報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他に入ります。

最初に、松本農業改良普及センターからの情報提供をお願いいたします。

小川（松本農業改良普及センター） お世話になります。

別刷りの松本改良普及センター資料というものをごらんいただければと思います。

ちょっと幾つかご提供させていただければと思うんですけれども、①番のところですが、前回の農業委員会の中で朝日村で農薬、毒劇物が盗難被害に遭ったというようなお伝えを差し上げたんですけれども、どうもその後、同じ塩尻市の管内で農薬の普通物の盗難ですとか、農機具の盗難事件が連続して発生しているようです。新聞等での報道はないんですが、どうも近くのところでそんなような被害が発生しているということで、また十分ご注意くださいと思います。

それと、②番、3ページからですが、熱中症対策に関する資料を載せさせていただきました。

3ページのところには、気象庁が、どうも通常は7日なんですけれども、6月19日からは12日先までの気象予報をお知らせするというので、熱中症対策に役立ててもらうことを念頭に入れて、そのような取り組みをされているということで、またごらんいただければと思います。

ご承知のとおり、5月25、26日は5月の最高気温が更新されまして、ことしも暑い夏が予想されますので、このような情報もご活用いただければと思います。

それと、③番のところ、12ページ、13ページですが、5月9日に農ある暮らし相談センターが塩尻市にございます野菜花き試験場内に開設されました。家庭菜園ですとか、定年帰農の方のご相談だとか、あと県外からの移住者の農業に関する相談、そのような窓口になるんですけれども、専任の職員が1人常駐しまして、ご相談に応じるというふうな体制になっております。また、そのような情報を求める方がいらっしゃいましたら、またご案内差し上げていただければと思いますので、よろしく願いいただければと思います。

それと、④番、14ページから16ページですが、普及センターのほうでもスマート農業関連の重点活動を行っているところなんですけれども、最近新聞記事の掲載がございましたものを幾つか載せさせていただきました。

中山地区で先進的にやっておりますあの実演等も含まれておりますが、5月27日に、16ページにございますけれども、伊那でスマート農業実演会というものがございました。伊那の農事組合法人田原さんなんですけれども、そちらのほうで農水省の委託事業を、長野県では水稻関係では田原

さん、あと野菜関係では東信地区で1カ所ということでございますけれども、実演会には当日160名ほど参加されておりました、非常に関心が高いというような内容となっております。またこちらのほうもごらんいただければと思います。

あと、⑤番、⑥番につきましては、気象表、生育概況を載せさせていただきましたので、またごらんいただければと思います。

私のほうからは以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、事務局からの連絡事項をお願いいたします。

清澤補佐。

清澤局長補佐

じゃ、連絡事項のほうをよろしく申し上げます。

4点申し上げます。

1点目は、机の上に配付させていただきました農地調整ハンドブック平成31年2月改訂版という緑色の冊子をお配りしてありますので、日々の活動にご活用いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それから、2点目です。総会時の駐車場についてのお願いです。

定例総会にお車でお越しの際は、松本西側にあります臨時駐車場をご利用いただきますよう日ごろからお願いをしておりますけれども、皆さんに配付してありますその駐車場にとめたときの駐車券、こういうものですね。こちら総会の日にと駐車時間が入っているんですけども、駐車時間「11時から17時半」ということで記載されています。来月、6月28日に総会は午前9時からの開会となりましたので、こちらの駐車券のほうを6月28日のところを、横のあたりでいいと思うんですけども、時間を「8時から17時半」というふうに追記していただくようお願いいたします。松本城管理事務所のほうへはもう依頼は済んでいるんですけども、駐車券のほうに追記をお願いいたしますということでしたので、よろしくお願いいたします。

それから、臨時駐車場ですけれども、松本城の城郭整備に伴いまして、松本市医師会があちらに移転することになっております。ですので、あの駐車場は8月以降使用できなくなる予定となっております。

現在も樹木の移植工事がもう既に始まっておりまして、7月上旬からは整地工事が予定されていますので、6月、7月についても、駐車可能なスペースが大幅に減少する見込みです。したがって、8月以降は完全にとめられなくなりますが、市役所駐車場も台数に限りがありますので、なるべく公共施設をご利用いただいておりますか、お近くの委員さんとお声がけをして乗り合わせて来ていただけたらと思いますので、ご協力をお願いいたします。

それから、3点目ですけれども、毎月のお願いで恐縮ですけれども、同じ地区の委員さんで欠席されている方がいる場合は、資料をお持ち帰りいただき、本日の結果とあわせておつなぎいただきますようお願いいたします。

封筒等が必要でしたら、こちらへお声がけください。

それから、最後、4点目ですけれども、事前に該当地区の委員さんに配付してあります農地関係の議案説明用申請書類ですけれども、この後事務局で回収いたしますので、机の上にそのまま置いていってください。

連絡事項は以上です。

議 長

ありがとうございました。

その他でございますが、全体を通しまして委員の皆様から何かありましたら、発言をお願いいたします。

柳澤委員。

柳澤農業委員

総会の資料ですが、資料の送付ですね、ちょっと今回忙しかったんですが、なるべく早目をお願いしたいと思います。

議 長

板花補佐。

板花局長補佐

総会の1週間前ということでこちらから発送しておりますので、今回につきましては、5月31日の、ですから先週の金曜日に発送しましたので、土曜日ぐらいには着いて……、着かなかったですか。

柳澤農業委員

火曜日。

板花局長補佐

ちょっと、すみません。送ったのは金曜日に送っているけれども……

おそらく何かの事情かと思うんですが、基本的には金曜日に送れば土曜日には大方の地区は届いているのかなと思うんです。もし届かないようでしたら、お持ちしますのでご連絡をお願いします。

議 長

どうもすみませんでした。

ほかにどうですかね、その他で。ありますか。

[質問、意見なし]

議 長

ないようです。

以上で本日の議案全て終了いたしました。円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

以上で議長を退任させていただきます。ありがとうございました。

15 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 2 2 番 _____

議事録署名人 2 3 番 _____